

現況届を忘れないにー!

児童福祉課児童福祉係 ☎ 0824-73-1192

児童扶養手当・特別児童扶養手当

現在、児童扶養手当や特別児童扶養手当を受けている方（所得制限で受けない方を含む）は、必要書類や印鑑などを持つて、受付期間中に児童福祉課または各支所市民生活室・地域振興室で現況届の手続きを行ってください。

期間内に手続きをしないと、8

月分以降の手当が差し止められるほか、2年間手続きをしないと受給権がなくなりますので、ご注意ください。



受付期間

○児童扶養手当

8月31日(木)まで

○特別児童扶養手当

8月10日(木)～9月11日(月)

※該当する方には、別途案内を送付します。

受付窓口・問い合わせ

児童福祉課児童福祉係

☎ 0824-73-1192

各支所地域振興室・市民生活室

（西城支所は、しあわせ館内）

※いずれも所得制限があります。
※該当すると思われる方は、お問い合わせください。

安心・安全な毎日のために

花火を安全に楽しもう！

子どもたちにとって夏の身近な風物詩「花火」。しかし気軽に楽しめる花火の原料は火薬であり、が発生しています。火災や火傷などの事故が起こらないよう十分注意し、夏の楽しい思い出にしましょう。



- 1 花火に書いてある遊び方をよく読んで、必ず守りましょう。
- 2 花火を燃えやすいもののある場所でしたり、人や家に向けたりしないようにしましょう。特に、衣服に火がつかないよう注意しましょう。
- 3 風の強い日は花火で遊ばないようになります。
- 4 終わった花火は水を入れたバケツを用意して、完全に消火しましょう。
- 5 子どもだけでなく、大人と一緒に遊びましょう。

消防署の救命講習・救急教室をご利用ください

消防署では、1年を通して救命講習や救急教室を行っています。お気軽に最寄りの消防署へお問い合わせください。



平成29年度 全国統一防火標語
火の用心 ことばを形に 習慣に

庄原消防署 ☎ 0824-72-9911
東城消防署 ☎ 08477-2-4005

9月9日は救急の日

あなたの目の前で、突然の事故や病気で人が倒れたらどうしますか？

その場に居合わせた人が、迅速な119番通報や適切な応急手当をすることで、傷病者の救命効果が向上します。

